

ささはたポイントカード会員規約

第1条 (ささはたポイント会員)

ささはたポイント会員とは本規約を承認のうえ、渋谷区商店会連合会第六ブロック 幡ヶ谷・西原・笹塚 新ささはたポイント事業委員会 (以下「当会」といいます) のささはたポイントカード (以下「本カード」といいます) のカード会員 (以下「本会員」といいます) として入会を申し込み、当会が入会を承認した個人 (ただし、小学生未満を除く) をいいます。

第2条 (カードの発行と取扱い)

1. 本会員にお一人につき1枚のささはたポイントオリジナルカード (以下「ささはたカード」といいます) を発行、貸与します。ただし、「PASMO」もしくは「Suica」(以下「ICカード乗車券」といいます) を本カードとして利用する場合は、本会員が所有するIC乗車券にポイントカード利用初期登録を行い、上記ささはたカードの発行、貸与は行いません。
2. ささはたカードの初回発行 (貸与)、およびIC乗車券を本カードとして利用する場合のポイントカード利用初期登録にかかる手数料および年会費等は無料とします。ただし、ささはたカードの再発行については、再発行手数料500円を本会員が負担するものとします。
3. ささはたカードの所有権は当会に属します。なお、ICカード乗車券の所有権は当会には帰属しません。
4. 本カードは、本会員本人のみが利用でき、第三者への貸与、譲渡、および担保提供をすることはできません。

第3条 (カードの利用)

本会員は、次の各号に定めるポイントカードサービス (以下「本サービス」といいます) を受けることができます。なお、本サービス内容は、変更する場合があります。また、本サービス内容の変更内容の案内を行います。

- (1) ポイント付与
ささはたポイント加盟店 (以下「加盟店」といいます) での商品等の購入の際、精算前に本カードを提示することにより、ささはたポイント (以下「ポイント」といいます) の付与を受けることができます。
- (2) ポイント使用
加盟店での商品等の購入の際、精算前に本カードを提示することにより、累積されたポイントを、商品支払い代金の全部または一部に使用することができます。
- (3) イベント等
累積されたポイント数に応じて当会や商店街が企画するイベントへの参加や加盟店サービスセールなどの招待を受けることができます。ただし、入会時に当会所定の個人情報の登録を行っていない本会員については、これらの一部イベント、サービス等が受けられない場合があります。

第4条 (ポイント付与)

1. 加盟店でのお買い上げ金額100円 (消費税課税前) につき、原則1ポイントを付与します。
2. お買い上げ支払い代金にポイントを使用した場合のポイント付与は、ポイント使用分を除くお買い上げ金額が対象となります。
3. お買い上げ金額100円 (消費税課税前) 未満の端数代金にポイントは付与されません。
4. 加盟店によりポイント付与対象外の商品、サービスがあります。

第5条 (ポイント使用)

1. 累積したポイントは、原則1ポイントを1円と換算して、加盟店でのお買い上げ支払い代金の全部または一部に使用することができます。
2. 加盟店によりポイント使用対象外の商品、サービスがあります。
3. 累積したポイントの換金はできません。

第6条 (お買い上げ商品返品時のポイント取扱い)

1. お買い上げ商品を返品される場合には、当該商品購入時に付与したポイントが減じられます。ただし、当該商品のお買い上げから1週間以内に返品された場合に限りです。
2. ポイントを使用してお買い上げた商品を返品される場合には、使用した当該ポイントを返還します。ただし、当該商品のお買い上げから1週間以内に返品された場合に限りです。

第7条 (ポイントの家族共有サービス)

家族の方それぞれが本会員として本カードをお持ちの場合、家族共有サービスの利用を申し込みいただくことにより、家族でポイントを共有することができます。

- (1) 申し込み対象
次の各号すべてに該当する場合のみ、ポイントの家族共有サービスに申し込みいただけるものとします。
①同居する配偶者あるいは親子
②申込希望者それぞれが本会員として本カードをお持ちの方
③入会時に当会所定の個人情報の登録を行っている本会員
- (2) 申込受付
加盟店または当会にて、家族共有を希望する家族全員の来店、および本カードの提示により、申込受付を行います。また申し込み時、家族のオーナーを1人、およびその他メンバーの優先順位の決定を行います。
- (3) 家族共有サービスの利用
家族共有サービスを申し込み、当会の承認を受けると、申し込みを行った家族それぞれが保有するポイントを合算し、合算したポイント (以下「家族ポイント」といいます) は、申し込み家族それぞれの本カードにて共有利用できるようになります。
- (4) 家族共有サービスの解約等
家族共有サービスを解約する場合には、当会所定の変更届出書を当会に提出するものとします。解約した場合、家族ポイントは、申し込み時に設定したオーナーの保有ポイントとなり、メンバーは当該ポイントの利用はできません。なお、退会した場合についても、当該退会者は家族ポイントの利用はできないものとし、当該退会者がオーナーの場合には、優先順位の高いメンバーをオーナーとします。

第8条 (ポイントの有効期限)

有効期限は、本カード利用による最終お買い上げ日から1年とします。有効期限の切れたポイントは全て失効するものとします。

第9条 (ポイント利用の一時停止)

コンピューターの障害およびシステムの更新等で、本カードが利用できない場合があります。本会員は予めその旨を了承するものとします。

第10条 (届出事項の変更)

1. 本会員は、当会に届け出た住所、氏名、カード種類等について変更が生じた場合は、加盟店または当会に届け出るものとします。
2. 前項の届け出がないため、当会からの通知または送付書類等が延着、または到着しなかった場合、当会が通常到着すべきときに到着したものとみなすことに、本会員は異議を申し立てないものとします。

第11条 (カードの紛失、盗難、破損等)

1. ささはたカードの紛失、盗難、破損が発生した場合、本会員本人の申し出により、ささはたカードを再発行します。なお、当会の責に帰すべき事由による場合を除き、本会員は再発行手数料500円を負担するものとします。
2. IC乗車券の紛失、盗難、破損が発生した場合、IC乗車券発行元にて再発行後、本会員本人のお申し出により、再発行したカードに再度ポイントカード利用登録を行います。
3. 前項1. 2のささはたカード、IC乗車券のいずれについても、入会時に当会所定の個人情報の登録を行っている場合は、これまでに累積されたポイントを、再発行または再度利用登録を行ったカードに移行することができます。個人情報の登録を行っていない場合は、これまでに累積されたポイントはすべて失効となります。
4. 本カードの紛失、盗難、破損によるポイントの失効について、当会は一切の責任を負わないものとします。

第12条 (本人確認資料の提示)

本カードの再発行などによるポイントの移行、届出事項の変更手続き等を行う場合は、第三者によるなりすましなどの不正使用を防止するため、本会員本人であることを確認できる証書等を提示してもらった場合があります。

第13条 (会員資格の喪失)

1. 本会員が次の各号いずれかに該当する場合、当会は本会員に通知することなく、本カードの利用の停止とともに会員の資格を喪失させ、加盟店に当該カードの無効を通知できるものとします。
 - (1) 入会または変更の申し込みに際し、虚偽の届出があった場合
 - (2) 本カードの利用上において、不正行為があった場合
 - (3) 本規約に違反した場合または、違反する恐れがあると当会が判断した場合
 - (4) 天災、その他非常事態等やむを得ない事由により、本サービス運営が困難または不可能となった場合
2. 資格喪失にともない、当該会員の累積されたポイントはすべて失効するものとします。
3. 資格喪失にともない、当会または加盟店がささはたカードの返却を求めた場合、当該会員はただちに当該カードを返却するものとします。また、当会または加盟店がカード回収に要した一切の費用は当該会員が負担するものとします。

第14条 (退会)

本会員の都合により退会する場合には、当会所定の退会届出書を当会に提出するものとし、同届出書の受理をもって退会したものとします。ただし、ささはたカードを保有している場合は、同時に当該カードを返却するものとし、返却完了をもって退会したものとします。また、その場合累積されたポイントはすべて失効するものとします。

第15条 (個人情報の取扱い)

1. 個人情報の収集、利用
当会は、本条第2項に定める利用目的のため、以下の個人情報について保護措置を講じたうえで適正に収集、利用し、本会員はこれに同意するものとします。
 - (1) 申し込み時に届け出た会員情報 (氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、メールアドレス等)
 - (2) 本カードの利用内容 (利用店舗、商品購入履歴、ポイント数等)
2. 個人情報の利用
当会は、個人情報を以下の目的のために利用します。
 - (1) 本サービスの提供および適正な運営管理
 - (2) 本サービス利用内容に関する本会員に対する必要連絡
 - (3) 当会が提供するサービス等の本会員に対するご案内
 - (4) 当会が行うマーケティング活動、アンケート等
3. 個人情報の提供
 - (1) 当会は、次号に該当する場合を除き、個人情報を第三者に開示、提供をしないものとします。
 - ①法令または権限のある官公庁により開示または提供を要求された場合
 - ②本会員に対し、本規約に基づく義務の履行を請求する場合
 - ③その他開示、提供につき本会員の同意を得た場合
 - ④提携企業との共同サービスに基づく本人確認および取引内容の確認が必要な場合
 - (2) 当会は、運営業務の一部を第三者機関に委託する場合があります。その場合には前項の定めによらず、委託業務を行うために必要な範囲内で当該第三者機関に個人情報を提供できるものとし、本会員はこれに同意するものとします。
 - (3) 会員情報に基づき算出した統計情報について、本会員個人を特定・識別できない形で第三者に提供または公表できるものとします。
4. 個人情報の開示、訂正、削除
 - (1) 当会は、本会員が自ら当会に届け出た情報について、本会員から開示の請求があった場合、無償でこれに応じるものとします。また、カードの利用履歴等については、当会において正当な理由に基づく請求と認めた場合に限り、開示に応じるものとし、当該開示に費用を要する場合には、当会の責に帰すべき事由による場合を除き、本会員の負担とします。
 - (2) 当会は、本会員が自ら当会に届け出た情報について、本会員から正当な理由により訂正、削除の請求があった場合、当会所定の手続きをもって、合理的な範囲でこれに応じるものとします。

第16条 (サービスの変更、廃止)

1. 本規約のサービス内容は、本会員の事前承諾なく変更または廃止する場合があります。本会員はそれを承諾したものとします。
2. 前項により本会員に何らかの障害が生じた場合であっても、当会は一切の責任を負わないものとします。

第17条 (規約の変更)

本規約は、本会員の事前の承諾なく変更できるものとし、当会の定める方法で変更を公表した時点をもって、本会員はこれを承認したものとします。

第18条 (問い合わせ)

本サービス、本規約、個人情報に関するお問い合わせは下記、当会事務局までご連絡ください。

幡ヶ谷・西原・笹塚 新ささはたポイント事業委員会事務局
TEL: 03-6304-2048 (受付時間: 平日 10:00 ~ 17:00)